

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 22 日から 34 年 1 月 17 日まで  
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、オンライン記録によると、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 2 月 1 日）から約 2 年後の昭和 41 年 2 月 24 日に支給決定されている上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のみでは、脱退手当金の支給要件である 2 年を満たさないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と申立期間②の間に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和 34 年 2 月 2 日から 37 年 3 月 29 日まで）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人本人が請求した場合、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険払出簿によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであることから、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立期間に係る脱退手当金の支給日（昭和 41 年 2 月 24 日）は、申立人の

婚姻及び改姓（39年4月\*日）から約2年経過しており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から36年7月26日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。当時の社長が無断で脱退手当金を受け取り使用したことについて、その社長から謝罪されたことは覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後である昭和36年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主、同僚等に当時の状況を照会しても、高齢又は死亡しているためほとんど回答が得られなかったが、申立人の「社長が脱退手当金を無断で受け取り、使用したことを謝罪した。その当時は意味が分からなかったが、年金受給の手続時に意味が分かった。」との申述を踏まえると、当該脱退手当金が支給決定された可能性は高い。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。